

こどもエコクラブ活動助成要綱

(目的)

第1条 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）は、子どもたちが広く自然環境及び地球温暖化に関心を持ち、環境保全活動及び地球温暖化防止活動に参加する能力を育成することを目的としたこどもエコクラブの活動を支援し、もって、将来を担う子どもたちの主体的な環境学習及び環境保全活動を促進するため、こどもエコクラブ（以下「クラブ」という。）の活動費の一部を助成する。

(助成対象者)

第2条 「こどもエコクラブ」として登録したクラブのサポーターを助成対象者とする。

(助成額及び対象経費)

第3条 前条の者に対し、予算の範囲内において、目的に叶う活動に必要な経費として高校生以下の活動参加メンバー1人につき1,000円を助成する。ただし、1クラブへの助成額は10,000円を限度とする。

2 前項の助成対象は、申請年度内に実施する環境学習等の助成対象活動に直接必要な活動経費で、支払いがこどもエコクラブ全国事務局への登録日から助成申請までに完了する場合とする。ただし、助成対象は1クラブにつき1事業とし、環境学習等に直接関連が認められない経費は助成対象外とする。

(活動助成申請書及び活動報告書等)

第4条 経費の助成を希望するサポーターは、助成対象活動終了後、活動助成申請書及び活動報告書（様式1-1）並びに活動計算書（様式1-2）を推進会議会長あてに提出するものとする。

2 推進会議会長は、前項に掲げる書類を審査のうえ、助成金交付を採決し、申請者に通知するものとする。

3 助成申請があつてから、当該申請にかかる助成金の交付決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は14日とする。

4 推進会議会長は、助成金交付決定後、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成の募集期間等)

第5条 助成の募集期間、活動助成申請書及び活動報告等の提出期限については、毎年度推進会議会長が別に定める。

(事務局)

第6条 この要綱に関する事務は、推進会議事務局（佐賀県環境課内）において行う。

附則

この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。